議案第４６号

専決処分の承認を求めることについて

（調停の成立）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分（調停の成立）したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和８年５月２９日提出

向日市長　安　田　守

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年５月１１日

向日市長　安　田　　守

調停の成立について

市は、損害賠償請求事件令和７年（ノ）第１３号について次のとおり調停を成立させる。

１　申　立　人

向日市民１名

２　調　停　条　項

(1)　向日市は、申立人に対し、本件交通事故による物的損害賠償債務として、２０万円の支払義務があることを認める。

(2)　向日市は、申立人に対し、前項の金員を令和８年６月３０日に限り、申立人指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、向日市の負担とする。

(3)　申立人はその余の請求を放棄する。

(4)　申立人と向日市は、申立人と向日市との間には、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(5)　調停費用は、各自の負担とする。